新型コロナウイルス感染症 クリチバ市による警報レベルの継続(レベ

ル**2**:オレンジ)

2021年7月1日

6月30日、クリチバ市は新型コロナウイルス感染症に関する警報レベル2 (オレンジ)の継続と制限措置内容の一部を緩和する旨発表しました。

- ●6月30日、クリチバ市は新型コロナウイルス感染症に関する警報レベル2(オレンジ)の 継続を発表し、夜間外出制限時間の短縮や50人以下のイベント実施を可能にするなど制限措 置内容の一部を緩和する旨決定しました(7月7日まで有効)。
- ●同政令による制限措置の主な点は以下のとおりです。
- 1 営業・実施が不可となるもの、閉鎖となるもの。
- ・エンターテイメント関連施設(ライブハウス、劇場、映画館など)。
- ・展示場、会議場、スポーツイベント実施のための施設。
- ・バーやナイトクラブなどの夜間娯楽施設。
- ・共有スペースにおける人の密集 (50人以上)を伴う集会や懇親会などの実施 (親族間の集まり等も不可)。
- ・不要不急の夜間外出(23時~翌5時)(以前は21時~翌5時)
- ・公共道路におけるアルコール飲料の消費。
- 2 制限付きで営業等が可能なもの。
- ・一般商業活動:9時~19時、月~土、日曜日はデリバリーのみ実施可。
- ・美容室、一般事務職など:9時~20時、月~土、日曜日は営業不可。
- ・スポーツジムなど:6時~21時、月~土、日曜日は営業不可。
- ・ショッピングセンター: 10時~22時(以前は21時)、月~土、日曜日はデリバリーのみ実施可。
- ・レストランなど:10時~23時、毎日営業可(22時以降の入店は不可)。日曜日の店内での飲食は事前予約がある場合のみ可とし、それ以外はデリバリー、テイクアウト、ドライブスルーのみ可。
- ・軽食堂など:6時~23時、毎日営業可(22時以降の入店は不可)。日曜日の店内での飲食は事前予約がある場合のみ可とし、それ以外はデリバリー、テイクアウト、ドライブスルーのみ可。
- ・パン屋など:6時~21時、毎日営業可。日曜日の店舗での飲食は事前予約がある場合のみ可とする。
- ・レセプションなどのイベントを実施するための施設など:9時~23時まで、毎日営業可、ただし、実施可能なイベントは50人規模まで。
- ・ガソリンスタンドに併設しているコンビニエンスストア:6時~21時まで営業可。
- ・屋外民芸品市場、博物館など:9時~21時、毎日営業可。
- ・スーパーマーケット、その他食料品店など:6時~21時、月~日まで営業可。なお、入店は1世帯1名のみとする。
- 3 市内公共交通機関については、乗客数を定員の70%までとする。
- 4 公園や広場については、マスクを着用し対人距離を十分に確保した上で、個人単位での運動を屋外で実施することは可とする。
- ●上述規制措置に関する詳細情報については、以下のクリチバ市のウェブサイトからご確認ください。
- ※当該政令についての詳細

https://www.curitiba.pr.gov.br/noticias/curitiba-melhora-indicadores-e-permite-mais-

atividades/59575

※クリチバ市 新型コロナウイルス感染症関連ウェブサイト https://coronavirus.curitiba.pr.gov.br/

(問い合わせ先)

在クリチバ日本国総領事館

-電話:41-3322-4919

-e-mail: setorconsular@c1.mofa.go.jp